

カナダ商標法について

2016年11月1日

※2018年2月16日改訂

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

0. はじめに



(外務省 HP・地域別インデックスより引用)

カナダは、世界第2位である約999万km²の国土面積を誇り、人口約3,600万人(2016年)の国である。日本と比較して4分の1程度の人口ではあるが、国土は約27倍と広大で我が国と大きく異なっている。

広大な国土には多くの美しい自然を有し、自然を活かしたアウトドアスポーツも盛んであり、豊かな自然に囲まれた生活環境から世界でも暮らしやすい国のひとつとして数えられる。

このような環境を有する一方、GDPは1兆5636億ドル(約130兆円/2010年)で世界第9位にランクインし、G8にも参画する世界有数の

先進工業国でもある。主な産業はサービス業や自動車産業、機械産業、豊富な資源を活かした鉱業等であり、主な貿易相手国は、輸出：アメリカ、日本、イギリス、中国／輸入：アメリカ、中国、メキシコ、日本の順となっている。

また、2006年以降からカナダ政府は「アジア太平洋ゲートウェイ政策(Asia Pacific Gateway Corridor Initiative)」を推進しており、日本ひいてはアジアとの関係を重要視していることが分かる。政策の内容は、カナダ西海岸を北米ーアジア間の国際貨物輸送の玄関口とし、カナダの主要港湾(バンクーバー港／プリンスルパート港)から北米中央部のシカゴ等の大都市までを結ぶ輸送インフラを整備するものであり、既に相当額の政府予算を投資している。

本政策や良好である日加関係が貿易を後押しし、日本からの輸出品がより一層北米全体に行き渡ることとなり、カナダでの知的財産権保護の重要性はますます高まりそうだ。

カナダの商標制度は、区分制度が存在しないなど世界的に珍しい制度を採っており、日本のそれとは大きく異なる。それ故に、カナダでの商品やサービス展開の際は、現地の法制を理解しておくことが肝要となる。本資料が、お客様が海外展開を行う上での一助となれば幸いである……

本内容についてご不明点・ご質問等ございましたら、
下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

大阪法務部長：八谷 晃典（大阪本部在籍）

東京法務部長：石黒 智晴（東京本部在籍）

TEL（大阪）：06 - 6351 - 4384（代表）

TEL（東京）：03 - 3433 - 5810（代表）

E-Mail：ipkenzo@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【弊所のウェブサイト・facebook】

弊所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時情報発信しております。
是非ご参照下さい。

< 弊所総合ウェブサイト > : <http://www.harakenzo.com>

< 商標専門サイト > : <http://trademark.ip-kenzo.com>

< 意匠専門サイト > : <http://design.ip-kenzo.com>

< 弊所法務部 facebook > : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>

< 広島事務所 facebook > : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>

※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。